

自主避難者に対する住宅支援についての意見書

東日本大震災に伴う福島原発事故から4年がたっていますが、多くの被災者が今なお避難生活を余儀なくされています。こうした中、去る6月15日、福島県が自主避難者の避難先の住宅の無償提供（住宅借り上げ制度）を2016年度末で終える方針を示しました。

しかし、避難元の地域の線量は事故前の基準に比べて高いところも多く、多くの自主避難者は避難の継続を希望しています。

2012年に制定された原発事故子ども・被災者支援法（以下支援法）では、「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」ことを認めた上で、被災者一人ひとりが「居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができる」ように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援」することが盛り込まれました。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立が必要です。しかし、現在の借り上げ住宅制度は災害救助法に基づいており、原発事故や放射能汚染を想定していない同法による支援の枠組みには限界があります。

そこで本市議会は、国と福島県に対し、以下を求めるものです。

記

1 2017年4月以降についても、希望する自主避難者に対して借り上げ住宅制度を複数年延長すること。

1 原発事故子ども・被災者支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月2日

新潟市議会議長
高橋三義

内閣総理大臣
国土交通大臣
復興大臣
福島県知事

} 宛て